

# 八街市教育委員会議事録

令和4年第5回定例会

期 日 令和4年5月20日（金）

開会 午後 1時15分

閉会 午後 1時49分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	吉 田 昌 弘

出席職員	教 育 部 長	土 屋 武 志
	教 育 総 務 課 長	秋 葉 忠 久
	学 校 教 育 課 長	本 間 照 美
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	須賀澤 勲
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	土 屋 颯 仁
	図 書 館 長	富 谷 和 恵
	学校給食センター所長	岩 井 濟
	教育総務課副主幹（事務局）	塚 本 廣

## 1. 教育長開会宣言

### ○教育長

ただいまから、令和4年第5回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席委員は4名です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

## 2. 議事録署名人の指定

### ○教育長

議事録署名人に山田委員と私、加曾利を指定します。

### 3. 教育長報告

#### ○教育長

教育長報告を土屋教育部長よりお願いします。

#### ○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和4年4月22日から5月19日までの教育長が出席しました主な行事及び動静についてご報告いたします。

4月22日 特別会議室にて、横須賀市在住の落花生クリエイターみなみとも氏によるジオラマ作品「春夏秋冬」寄贈式に出席いたしました。

みなみとも氏につきましては、長年落花生を使用した作品を手がけており、このたび市内の落花生商店とのご縁があり、市に作品を寄贈することとなりました。

なお、作品につきましては中央公民館ロビーにて展示しております。

4月27日 第一会議室にて、第2回小出義雄杯八街落花生マラソン大会実行委員会に出席し、本年度実施を確認いたしました。

なお、実施にあたり、コロナウィルス感染症については、緊急事態宣言が出されない限り感染症対策を充分に行い実施することとなりました。

5月2日 特別会議室にて、庁議に出席いたしました。席上、教育委員会が実施する安全教育事業につきまして市長以下執行部に対し周知いたしました。

5月11日 八街北小学校にて第2回小中学校校長研修会に出席いたしました。研修会後の校長会の冒頭佐倉警察署交通安全課長が出席し、昨年6月の事故から1年を迎えるにあたり、佐倉署の取り組みにつきまして話があり、小学生へのアンケート及び6月28日に市内主要交差点等での特別配備する旨の話がありました。詳細につきましては後ほど学校教育課よりご報告申し上げます。

そのほかの行事等につきましては、書面をもって報告させていただきます。

#### 【質疑応答】

#### ○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等ありましたらお願いします。

<質疑なし>

次に【日程第4】議題に入る前に、「八街市教育委員会会議規則」第13条に基づき、本会議は原則公開としておりますが（2）議決事項 議案第4号に

つきましては、同規則第13条 第1項第1号の規程により、「人事に関する案件」のため、非公開として審議すべきと考えますが、賛成の委員の挙手をお願いします。

<挙手全員>

挙手全員です。議案第4号については、非公開として審議し、同規則第32条の2の規程により議事録の公表も非公開とすることに決定しました。

#### 4. 議題

##### (1) 前回議事録の承認について

###### ○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

4月22日に開催しました第3回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

##### (2) 議決事項

###### ○教育長

続いて、議決事項を議題とします。はじめに、議案第1号 八街市就学区域審議会委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

###### ○学校教育課長

議案第1号 八街市就学区域審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

この委嘱は、八街市就学区域審議会設置条例第2条の規定により、八街市立小学校及び中学校の就学区域の適正化を図るため、審議会を設置し、同条例第5条の規定により委員の委嘱をするものです。委員の任期は2年です。

委員は「地区の代表者」、「市立小学校及び中学校の校長」、「市立学校PTA会長」、「学識経験者」の中から15名以内とするということから、11名を委嘱しております。

今回、委員のうち4名が代わるものです。新たに委嘱された方は、No.8の学識経験者の大塚実季雄氏、No.9の小学校長代表、実住小学校、大根雄一校長、No.10の中学校長代表、南中学校、湯浅誠校長、No.11、八街市PTA連絡協議会会長、濱詰大介氏です。

任期は、令和6年3月31日までとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 八街市学校開放運営協議会委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

議案第2号 八街市学校開放運営協議会委員の委嘱についてご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

学校開放運営協議会委員につきましては、令和4年3月31日で任期が満了したことに伴い、新たに委嘱しようとするものでございます。

なお、八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第3条第2項の規定により、定数は10人以内と規定されております。

今回委嘱しようとする方々につきましては、名簿に記載されております10人でございます。

1番及び2番は学校関係、3番はスポーツ推進委員、4番はPTA連絡協議会、5番及び6番は市体育協会、7番及び8番は市スポーツ少年団、9番はママさんバレーボール連盟、10番はインディアカ連盟から、それぞれ推薦をいただいた方で、全員が適任と認められます。

また、委員の任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第2号について、

可決することに決定いたしました。

続いて、議案第3号 八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○学校給食センター所長

議案第3号 八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。資料の4ページをご覧ください。

学校給食センター運営委員は、「八街市学校給食センター設置条例」第5条及び「八街市学校給食センター管理運営規則」第14条の規定により、2年の任期で委嘱しようとするもので、選出区分は、(1) 小学校及び中学校の校長、(2) 小学校及び中学校のPTA会長、(3) 学識経験者、(4) 市総務部長から選出することとなっております。

委員名簿に沿ってご説明します。

任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までです。6番、8番の方が新任、それ以外の方は再任となっております。新任の6番 塚本氏は、川上小PTA会長、8番 片岡氏は、市の総務部長です。

なお、給食の対象となっている児童・生徒の保護者は、4・5・6番の方が該当しますが、いずれの方も給食費の滞納や支払いの遅延はありません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### 【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第3号について、可決することに決定いたしました。

<非公開>

議案第4号

#### (3) 報告事項

次に報告事項を議題とします。

第1号報告 八街市教育委員会附属機関以外の委員の委嘱について事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

それでは、第1号報告 八街市教育委員会附属機関以外の委員の委嘱につい

て、ご説明いたします。

八街市学校評議員の委嘱について、資料の6ページから8ページに掲載した方々に委嘱するものです。

なお、この委嘱は学校教育法施行規則第49条ならびに八街市小学校及び中学校管理規則第10条によるもので、各校の校長が推薦し、教育委員会が委嘱するものです。

任期は1年で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

#### ○社会教育課長

続きまして、八街市放課後子ども教室運営委員会委員についてご説明いたします。資料9ページをご覧ください。

八街市放課後子ども教室運営委員会委員につきましては、令和4年3月31日で任期が満了したことに伴い、「八街市放課後子ども教室事業実施要領」に基づきまして9名の委員を委嘱したものでございます。

今回、新規に委嘱いたしました委員は、名簿番号1番有賀亨委員、5番濱詰大介委員、9番私須賀澤でございます。

その他は再任でございます。

任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。

続きまして、八街市放課後子ども教室協働活動支援員についてご説明いたします。

資料10ページをご覧ください。

放課後子ども教室協働活動支援員といたしまして、放課後子ども教室当日の具体的な学習、体験などのプログラムを中心的に実施する支援員9名を委嘱したものでございます。

今回新規に委嘱いたしました支援員は、名簿番号5番齊藤智子支援員でございます。

その他は再任でございます。

名簿番号6番の大塚房美支援員が2校に渡ってご協力をいただくこととなります。

現在は5校で放課後子ども教室を実施しておりますが、将来的には支援員、教室の確保が整いましたら、全小学校で実施したいと考えております。

任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

○委員

学校評議員については、指定就学区域に在住する方、在籍する児童生徒の保護者の方、その他校長が認める方となっております。24番川上小学校区の芳賀さんは、八街北中学校でも兼務されております。

以前、隣の学区の方に学校評議員をお願いしたところ学区内の方で推薦してほしいと言われたこと、また、千葉大の先生だった方が、学区外に住所地を変更したことで辞退された経緯がありました。教育委員会としてどのようにお考えかお伺いします。

○学校教育課長

北中学校の芳賀さんにつきましては、北中学校で支援員として携わっていた関係で、評議員としてもご協力いただきたく校長先生より推薦がありました。

○委員

教育委員会としては、学校評議員について、1番は学区内の方、2番として保護者、特例として校長先生が推薦する人として、今後も特例を認めていくということよろしいでしょうか。

○学校教育課長

基本は学区内、保護者としていくよう各学校の校長先生にはお願いしていきたいと思えます。

○委員

将来的に学校評議員の役割を超えたコミュニティースクールに行くステップ段階で、地区の方が優先になると思いますが、学校評議員においては、校長先生の考えを優先し、2校兼務も可能ということで、これからもその方向でよろしいでしょうか。

○学校教育課長

今のところはそのように考えております。

○教育長

他に、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

以上で日程第4の議題は終了といたします。

5. その他

(1) 各課等からの伝達事項

○教育長

全体をとおしてご質問等ありませんか。

○委員

生きがい短期大学の再開について昨年度はどうしていたのか。

○社会教育課長

他の講座等はオンライン配信により実施いたしましたが、生きがい短期大学は令和2年度、3年度と中止としました。

1年生を終えた方は、2年間の中止により、本年度から再開となります。

○委員

1年生と合同で活動するのでしょうか。

○学校教育課長

合同での活動は年2、3回予定しております。

○教育長

他にご質問等ありますか。

他にないようであれば以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

閉会します。